

## 「ジフェノコナゾール」「フルオキサストロビン」「フルキサピロキサド」「メトラフェノン」「ピラゾリネート」及び「ロメフロキサシン」の食品安全基本法第24条に基づく食品健康影響評価について

下記の農薬等について、食品中の残留基準設定の検討を開始するに当たり、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

評価依頼農薬等の概要は、別添1のとおりである。また、評価依頼が2回目以降である農薬等について、前回評価依頼時から追加となった各試験データは別添2のとおりである。

なお、食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において下記農薬等の食品中の残留基準設定等について検討することとしている。

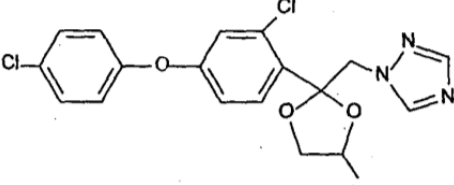
1. ジフェノコナゾール（農薬）
2. フルオキサストロビン（農薬）
3. フルキサピロキサド（農薬）
4. メトラフェノン（農薬）
5. ピラゾリネート（農薬）
6. ロメフロキサシン（動物用医薬品）

## ジフェノコナゾール

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年1月17日及び平成26年8月12日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ジフェノコナゾール (Difenoconazole)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。糸状菌の膜構造中に存在するエルゴステロールの生合成を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。 適用作物：りんご、なし、トマト等 使用方法：散布	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	ADI= 0.01 mg/kg 体重/日
	国際基準	アスパラガス、トマト、バナナ、畜産物等
	諸外国	米国基準：小麦、仁果類、畜産物等 カナダ基準：なたね、畜産物等 EU基準：かんきつ類、仁果類、スパイス類等 豪州基準：にんじん、仁果類、トマト等 ニュージーランド基準：あぶらな科野菜
		インポートトレランス要請：チコリ、とうがらし等 (EU、韓国等)
食品安全委員会での評価等	平成22年9月24日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成24年10月15日 食品健康影響評価結果 受理 ADI= 0.0096 mg/kg 体重/日	

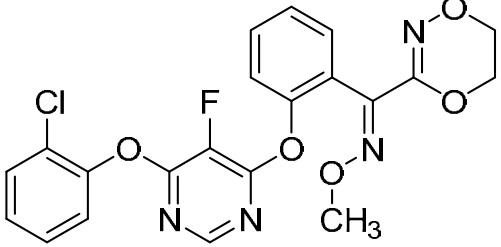
JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フルオキサストロビン

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年7月22日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルオキサストロビン(Fluoxastrobin)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ストロビルリン系の殺菌剤である。ミトコンドリア内呼吸鎖複合体Ⅲを阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：とうもろこし、大豆、トマト等 カナダ基準：なす、小麦、トマト等 EU基準：レモン、にんじん、トマト等 豪州基準：クランベリー ニュージーランド基準：穀類
		インポートトレランス要請：いちご、ばれいしょ(米国)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# フルキサピロキサド

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年7月23日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	フルキサピロキサド(Fluxapyroxad)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	カルボキシアミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内呼吸鎖複合体 II を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：核果類果実、仁果類果実、畜産物等 EU基準：核果類果実、仁果類果実、畜産物等 カナダ、豪州、ニュージーランド：基準なし
		インポートトレランス要請：いちご、ブルーベリー等(米国)
食品安全委員会での評価等	平成24年8月21日 厚生労働大臣より食品健康影響評価を依頼 平成25年4月1日 食品健康影響評価結果 受理 <u>ADI= 0.021 mg/kg 体重/日</u>	

JMPR:FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# メトラフェノン

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・平成26年7月25日、「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号)に基づく「インポートトレランス」による残留基準の設定要請を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	メトラフェノン (Metrafenone)	
構造式		
用途	殺菌剤	
作用機構	ベンゾフェノン系殺菌剤である。作用機序は不明だが、作物表面における糸状菌の生育、葉面の浸食、吸器及び胞子形成を阻害することにより殺菌作用を示すと考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録されていない。	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国基準：ぶどう、レーズン カナダ基準：ぶどう、レーズン EU基準：りんご、ぶどう、かぼちゃ等 豪州基準：ぶどう、レーズン、うり科野菜等 ニュージーランド基準：かぼちゃ、うり科野菜
		インポートトレランス要請：りんご、ぶどう等 (EU等)
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ピラゾリネート

## 1. 今回の諮問の経緯

- ・ ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直し

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ピラゾリネート(Pyrazolynate)	
構造式		
用途	除草剤	
作用機構	ピラゾール系除草剤である。4-HPPD酵素を阻害し、光合成を阻害することで雑草を枯死させると考えられている。	
日本における登録状況	農薬登録がなされている。	
	適用作物: 水稲 使用方法: 散布等	
国際機関、海外での評価状況	JMPR	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JMPR: FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議

# ロメフロキサシン

## 1. 今回の諮問の経緯

- 平成26年9月8日、農林水産省から薬事法に基づく動物用医薬品の承認事項の変更についての意見聴取を受理

## 2. 評価依頼物質の概要

名称	ロメフロキサシン (Lomefloxacin)	
構造式		
用途	馬の細菌性の結膜炎、角膜炎及び眼瞼炎 (適応菌種: 本剤感受性の <i>Staphylococcus</i> 属, <i>Streptococcus equi</i> , <i>Acinetobacter lwoffii</i> , <i>Enterobacter agglomerans</i> )	
作用機構	ニューキノロン系合成抗菌剤であり、グラム陽性又はグラム陰性の好気性菌及び嫌気性菌のDNAの合成を阻害することにより殺菌作用を発揮すると考えられている。	
日本における登録状況	動物用医薬品として承認されている。 対象動物: 犬(結膜炎、角膜炎、外耳炎等の治療) 今回、馬を対象とする適応症の追加に係る承認事項の変更承認申請	
	使用方法: 点眼	
国際機関、海外での評価状況	JECFA	毒性評価なし
	国際基準	なし
	諸外国	米国、カナダ、EU、豪州、ニュージーランド: 基準なし
食品安全委員会での評価等	初回	

JECFA: FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議

(別添2)

○評価依頼が2回目以降の剤に関する追加データリスト

【ジフェノコナゾール】

- ・急性毒性試験
- ・亜急性毒性試験
- ・眼刺激性、皮膚刺激性試験
- ・遺伝毒性試験
- ・免疫毒性試験
- ・動物体内運命試験
- ・作物残留試験

【フルキサピロキサド】

- ・作物残留試験